

令和3年度 戸田市公的資格等取得支援事業補助金 公的資格等取得支援事業のご案内

～職業能力の開発・向上を支援します～

戸田市在住で、求職活動を行っている方の就業機会の拡大を図るため、公的資格等の取得に係る試験や講習等の受講に要する経費を補助することにより、職業能力の開発・向上を支援します。

1 補助対象資格

別表のとおりとし、申請年度の4月1日から2月末日までに試験が実施され、3月15日までに合否が発表されるもの又は申請年度の4月1日から2月末日までに行われる講習会を受講し、当該講習会を修了することにより取得することができるものが対象となります。

2 補助対象者

就労することを目的に資格を取得しようとしており、市税等に未納がない求職者
※ここでいう求職者とは、戸市内に住所を有し、公共職業安定所を通じて求職活動を行っており、正規雇用でない方のことです。学生でなく、補助金交付後も引き続き市内に居住する意思のある方が対象となります。

3 補助対象者の制限

同一年度において、補助金を申請できるのは1回を限度とします。
なお、交付を受けた方は、次年度の申請はできません。
※別表のとおり定める公的資格等が、国、特殊法人、その他の団体が実施する補助制度の対象となる場合は、本補助金の補助対象とはなりません。ただし、補助対象者が国等の補助制度を利用しない場合は、本補助金を利用することができます。

4 補助対象経費

別表に掲げる試験、講習等にかかる経費で、求職者が負担するものとします。
補助対象経費例 「資格試験等の受験料、登録免許料及び登録料等」
「資格認定機関が受講を指定する講習又は講座の受講料等」
※資格認定機関が支払いを指定しない経費（自学のため購入したテキスト代、交通費等）は補助対象となりません。

5 補助額

補助対象経費の2分の1に相当する額（1,000円未満切り捨て）とし、5万円を上限とします。

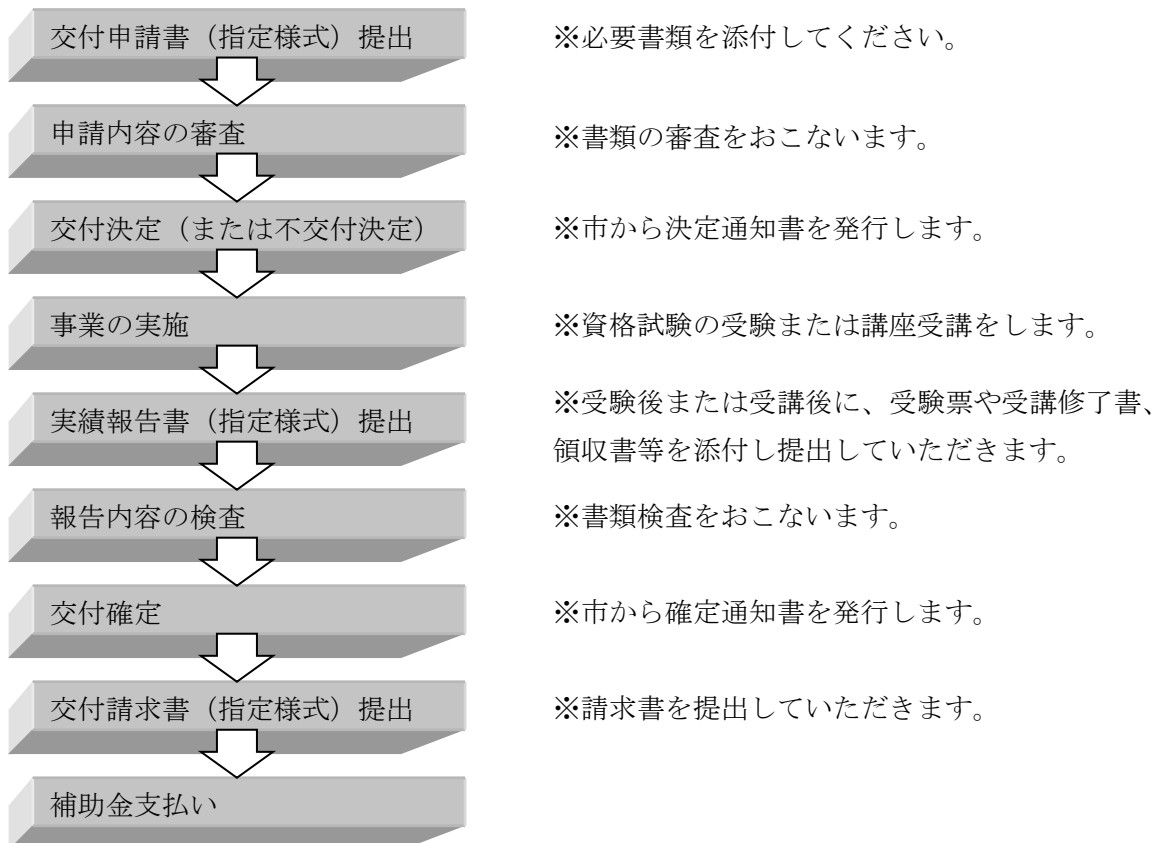
6 募集期間

令和3年4月1日（木）～ ※予算の範囲内で申込順

7 申請書類

交付申請書	指定用紙
確認書	指定用紙
補助金等交付申請額内訳調書	指定用紙
本人確認のできる身分証明書の写し	免許証、マイナンバーカード、パスポート、在留カードなど。 ※顔写真付きの本人確認書類が無い場合は、本人確認書類（健康保険証、年金手帳など）を2点お持ちください。
補助対象経費が分かる書類	試験料・講習料等が記載してある資格のパフレット、 申込用紙の写し等
市税等に未納がないことが分かる書類（完納証明書等）	戸田市収納推進課発行の直近のもので、原本が必要です。 ※戸田市に転入して間もない等で証明書が発行されない場合は担当までご相談ください。

8 手続の流れ



戸田市役所 経済戦略室
住 所 〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1-18-1
TEL 048-441-1800（内線397）
FAX 048-432-9910
H P <http://www.city.toda.saitama.jp>